

## 竹島問題と国際司法裁判所

中野 徹也（関西大学）

### 1. はじめに

日本の立場： 「竹島問題の平和的手段による解決を図るため、竹島の領有権に関する紛争を国際司法裁判所に付託すべきである」

⇒ これまでに 3 回（1954 年、1962 年、2012 年）韓国に提案

# 単独提訴に踏み切らないのはなぜか？

\* 国際連合（国連）憲章第 92 条

「国際司法裁判所は、国際連合の主要な司法機関である。この裁判所は、付属の規程に従って任務を行う。この規定は、常設国際司法裁判所規程を基礎とし、且つ、この憲章と不可分の一体をなす。」

### 2. 管轄権（＝裁判を行う権限）の設定

#### （1）同意原則

⇒ 紛争当事国の同意がなければ裁判不能

#### （2）同意の表明方法

# 国連加盟国は当然に国際司法裁判所規程の当事国となる

⇒ 国際司法裁判所規程の当事国であっても、当然には、裁判所の管轄権に同意を与えたことにはならない

\* 国連憲章第 93 条 1 項

「すべての国際連合加盟国は、当然に、国際司法裁判所規程の当事国となる。」

\* 国際司法裁判所規程第 36 条 1 項

「裁判所の管轄は、当事者が裁判所に付託するすべての事件及び国際連合憲章又は現行諸条約に特に規定するすべての事項に及ぶ。」

#### ① 選択条項受諾宣言

⇒ 事前に管轄権の受諾宣言をした国同士であれば、いずれかの単独提訴によって

自動的に管轄権が設定される

# 受諾宣言を行っていない国を相手に単独提訴しても、自動的に管轄権は設定されない

\* 国際司法裁判所規程第 36 条 2 項

「この規程の当事国である国は、次の事項に関するすべての法律的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。

- a. 条約の解釈
- b. 国際法上の問題
- c. 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在
- d. 国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲」

## ② 裁判条約および裁判条項

裁判条約 : 当事国間の紛争を平和的に解決する手段として、国際司法裁判所への付託を義務づける条約

裁判条項 : 裁判付託義務を定める条項

\* 国際紛争平和的処理一般議定書第 17 条

「すべての紛争でこれに関し当事国が互いに権利を奪うものは、……裁判のために国際司法裁判所に付託される。」

\* 日米友好通商航海条約第 24 条 2 項

「この条約の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、国際司法裁判所に付託するものとする。」

## ③ 裁判付託協定（付託合意、コンプロミー）

# 竹島の場合、①②の選択肢がないため、日本はこれを提案

## ④ 応訴管轄

⇒ 裁判所の管轄権を受諾している国が、管轄権を受諾していない国を相手取り一方的に提訴し、被告がその提訴に応じることに同意した場合、管轄権が設定されること

# 応訴する義務は存在しない

### 3. 提訴の効果

#### (1) メリット

##### ① 宣伝

提訴 : 請求を裁判所に提出すること

→ 請求には「主張の基礎となる事実および理由」が記載されるので、提訴により日本の主張を国際社会に知らしめることが可能

##### \* 国際司法裁判所規程第40条

「1. 裁判所に対する事件の提起は、場合に応じて、特別の合意の通告によって、又は書面の請求によって、裁判所書記にあてて行う。いずれの場合にも、紛争の主題及び当事者が示されていなければならない。

2. 裁判所書記は、この請求を直ちにすべての利害関係者に通知する。

3. 裁判所書記は、また、事務総長を経て国際連合加盟国に、及び裁判所で裁判を受けることができる国に通告する。」

##### \* 国際司法裁判所規則第38条

「1. 裁判所の手続が規程第40条1に定める請求により開始される場合には、当該請求には、請求を提起する当事者、主張の相手当事者及び紛争の主題を示す。」

2. 請求には、裁判所の管轄権の根拠とされるべき法的理由をできる限り特定する。請求には、また、主張の性質を正確に記載し並びに主張の基礎となる事実及び理由を簡潔に記載する。」

.....

5. 請求が向けられた国がまだ同意を与え又は示すに至っていない合意に裁判所の管轄権を基礎づけることを請求当事者が提議する場合には、請求は、請求が向けられた国に送付する。ただし、請求が向けられた国が事件のための裁判所の管轄権に同意するまでは、総件名簿に記載してはならず、手続上いかなる措置もとってはならない。」

##### ② 国内世論の喚起

#### (2) デメリット

##### ① 北方領土および尖閣諸島問題への影響

##### ② 日韓関係全体の悪化

⇒ 安全保障、経済などの分野での協力が滞る可能性

### ③ 敗訴の可能性

\* 国際司法裁判所規程第60条

「判決は、終結とし、上訴を許さない。判決の意義又は範囲について争がある場合には、裁判所は、いずれかの当事者の要請によってこれを解釈する。」

\* 国際司法裁判所規程第61条1項

「判決の再審の請求は、決定的要素となる性質をもつ事実で判決があった時に裁判所及び再審請求当事者に知られていなかったものの発見を理由とする場合に限り、行うことができる。但し、その事実を知らなかったことが過失によらなかった場合に限る。」

### ④ 判決履行の問題

⇒ 勝訴したとしても、韓国が判決を履行するのは容易ではない

\* 国連憲章第94条

「1. 各国際連合加盟国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、国際司法裁判所の裁判に従うことを約束する。

2. 事件の一方の当事者が裁判所の与える判決に基づいて自国が負う義務を履行しないときは、他方の当事者は、安全保障理事会に訴えることができる。理事会は、必要と認めるときは、判決を執行するために勧告をし、又はとるべき措置を決定することができる。」

## 4. おわりに

・ 国際裁判は領土紛争の平和的解決における有力な手段

# しかし……裁判による解決には様々な問題がある